

沖縄県 登録研修機関

登録申請について

沖縄県喀痰吸引等研修
登録研修機関参入促進事業

登録研修機関登録申請 チェックリスト

○ 提出書類

種 類	提出 要否	チェック	根拠法令
1 登録研修機関登録申請書（第12号様式）	必須		省令附則第10条第1項 県要綱第9条第1項
2 定款または寄附行為 ※設置者が法人の場合	必須		省令附則第10条第2項第1号 県要綱第9条第1項第1号
3 登記事項証明書 ※設置者が法人の場合	必須		省令附則第10条第2項第1号 県要綱第9条第1項第1号
4 住民票の写し ※設置者が個人の場合	必須		省令附則第10条第2項第2号 県要綱第9条第1項第2号
5 社会福祉士及び介護福祉士法附則第7条の規定に該当しない旨の誓約書 （第12号様式の2）	必須		省令附則第10条第2項第3号 県要綱第9条第1項第3号
6 登録研修機関登録適合書類（第12号様式の3）	必須		省令附則第10条第2項第4号 県要綱第9条第1項第4号
7-① カリキュラム表	必須		法附則第8条第1項第1号
7-② 講師履歴書（講師毎） ※医師、看護師等資格所有者の場合は、その免許証の写しを添付	必須		法附則第8条第1項第2号 省令附則第11条第1項・第2項 第4号
7-③ 講師一覧表	必須		省令附則第11条第2項第1号
7-④ 備品及び図書目録の一覧表	必須		省令附則第11条第2項第2号
7-⑤ 事業開始年度の収支予算書及び次年度の財政計画	必須		省令附則第11条第2項第3号
7-⑥ 研修の課程ごとに作成する修了者名簿様式、報告書様式	必須		省令附則第11条第2項第5号・ 第6号
7-⑦ 実地研修の一部を委託する場合は、当該研修機関に関する資料	必須		県要綱第9条第1項第6号
8 業務規程 （必須項目） 研修の受付方法・実施場所・実施時期・実施体制その他の実施方法に関する事項、安全管理体制、料金(受講料)、業務上知り得た秘密の保持、帳簿及び書類の保存に関する事項、開催目的、研修事業の名称、実施する研修課程、研修講師氏名一覧、実地研修実地先一覧（施設等であって事前登録が可能な場合に限る）、研修修了の認定方法、受講資格（その他掲載項目） 使用する研修テキスト、補講の取扱い、遅刻・欠席等の取扱い、受講中の事故等についての対応、賠償保険加入の有無、受講の取り消し、解約条件及び返金の有無、研修責任者氏名・所属・役職、研修受講に関する苦情対応・連絡先 など	必須		法附則第12条第1項・第2項 省令附則第14条第1項第1号～ 第6号
9 「喀痰吸引等研修実施委員会」に関する資料	必須		国要綱別添1の1
10 研修実施計画書	必須		国要綱別添1の2(1)
11 筆記試験事務規程	必須		国要綱別添1の2(4)
12 医師の指示書様式	必須		国要綱別添1の2(5)
13 実地研修実施機関承諾書様式	必須		国要綱別添1の2(5)
14 損害賠償保険に関する資料	必須		国要綱別添1の3
15 法人の概要がわかる資料（パンフレット等）	任意		
16 本書（登録研修機関登録申請チェックリスト）	任意		
17 返信用封筒（長形3号）（80円切手貼付、住所・宛名記載）	任意		

※法：社会福祉士及び介護福祉士法

省令：社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令

国要綱：平成24年3月30日社援発0330第43号厚生労働省社会・援護局長通知

県要綱：沖縄県喀痰吸引等業務登録申請等実施要綱

目次

1	喀痰吸引等の実施のための制度について.....	1
2	登録研修機関としての登録基準について.....	3
3	研修実施基準について.....	9
4	研修実施にあたっての留意点.....	11
5	登録研修機関の登録申請に必要な書類.....	12
6	登録後の手続きについて.....	15
7	留意点について.....	14
8	その他.....	16
	(参考資料)	17

*文中表記

法：社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）

省令：社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）

1 喀痰吸引等の実施のための制度について

(1) 趣旨

介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下に喀痰吸引等の行為を実施することができます。

(2) 実施可能な行為

○たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの

○具体的な行為

・ たんの吸引

口腔内、鼻腔内（咽頭手前まで）

気管カニューレ内部

・ 経管栄養

胃ろう または 腸ろう

経鼻経管栄養

**※ただし、受講した研修の種別により、
実施可能な行為・利用者は変わります。**

(3) 実施可能な介護職員等

① 認定特定行為業務従事者

介護職員、特別支援学校教員などで、喀痰吸引等研修修了に基づき認定を受けている者（資格の有無は問いません）。

ただし、平成24年3月末時点において、既に一定の要件の下で喀痰吸引等を行っていた場合で、経過措置対象者として特定行為業務従事者の認定を受けている者は、引き続き喀痰吸引等を行うことができます。

② 介護福祉士

平成28年度以降の介護福祉士の資格取得方法の見直しに伴い、平成28年度以降の国家試験に合格し介護福祉士となった者などで、実地研修を修了している場合は、法に規定される範囲内で喀痰吸引等を実施できます。

(4) 対象者

① 不特定多数の者

高齢者の介護施設や居住系サービス等において、複数の利用者に複数の介護職員が喀痰吸引等を実施する場合を「不特定多数の者」といいます。

② 特定の者

利用者とのコミュニケーションなど、利用者と介護職員等との個別的な関係性を重視して、喀痰吸引等を実施する場合を「特定の者」といいます。

(5) 登録研修機関

○たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録
(全ての要件に適合している事が必要)

○登録の要件

☆基本研修、実地研修を行うこと

☆医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事

☆研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合

☆具体的な要件については省令で定める

※登録研修機関の指導監督に必要な登録の更新制、届出、改善命令等の規定を整備

(6) 登録事業者

○自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録 (全ての要件に適合している事が必要)

○登録の要件

☆医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保

☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置

☆具体的な要件については省令で定める

※登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規定を整備。

<対象となる施設・事業所等の例>

- ・ 介護関係施設 (特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等)
- ・ 障害者支援施設等 (通所施設及びケアホーム等)
- ・ 在宅 (訪問介護、重度訪問介護 (移動中や外出先を含む) 等)
- ・ 特別支援学校

※医療機関は対象外

2 登録研修機関としての登録基準について

(1) 対象事業者

県内に所在する事業所で喀痰吸引等の特定行為を行う事が出来る介護職員等養成する研修を実施しようとする事業者は、沖縄県において、研修機関の登録を受ける必要があります。

(2) 登録要件

登録要件については、平成24年3月7日から施行している「沖縄県喀痰吸引等業務登録申請等実施要綱」に規定しており、主な事項は以下のとおりです。

① 喀痰吸引等に関する法律制度及び実務科目について、喀痰吸引等研修を実施すること

② 研修講師

喀痰吸引等に関する実務科目については、医師・保健師・助産師・看護師で、第1号・第2号研修及び第3号研修の講師は、厚生労働省実施指導者講習を修了した者、同指導者講習と同等の内容の講習として実施された講習(以下「伝達講習」という。)を修了した者又は「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」(平成23年10月28日社援発1028第3号社会・援護局長通知)(以下「医療的ケア教員講習会」という。)に定める医療的ケア教員講習会を修了した者とする。

- ただし、基本研修(講義)のうち、第1.2号研修「人間と社会」及び「保健医療制度とチーム医療」、第3号研修「重度障害児・者等の地域生活等に関する講義」に含まれる科目については、上記にかかわらず、当該科目について相当の学識経験を有する者を講師として差し支えない。
- また、演習科目「救急蘇生法」について、救急救命士が講師の指示の下で講師補助者として喀痰吸引等研修に携わることは差し支えないこと。
- また、講師については、雇用関係は必要とせず、研修の実施に支障がなければ常勤・非常勤等の採用形態についても問わないが、賃金の支払いや講師としての業務従事に一定程度の責任を担ってもらうため、登録研修機関と講師との間において、契約や取り決めを行うこと。

③研修を適正・確実に実施するため、以下の基準に適合すること

ア) 研修を実施するに十分な数の講師が確保すること

- 研修を実施する際には、受講者数の規模に応じて適切な規模での研修体制を整備し、受講者の教育の機会を確保できるよう、必要な講師数を確保すること。
- 演習に必要な講師数については、少人数のグループを編成し、各グループに1名以上の講師を配置して演習を実施するために必要な程度の人数が適当であること。

イ) 研修に必要な備品、図書その他の設備を有すること

- 機械器具、模型等の品名については、以下を参照し、数量については、少人数のグループを編成して演習を実施するために必要な数量とすること。

品名	数量	備考
吸引装置一式	適当数	
経管栄養用具一式	適当数	
処置台又はワゴン	適当数	代替機能を有する床頭台等でも可
吸引訓練モデル	適当数	
経管栄養訓練モデル	適当数	
心肺蘇生訓練用機材一式	適当数	
人体解剖模型型	1	全身模型とし分解数は問わない。(第3号研修のみを実施する登録研修機関を除く。)

※備品等の管理にあたっては、感染症予防等の衛生上の管理に配慮すること。

ウ) 喀痰吸引等研修の経理的基礎を有すること

経理の基礎として以下の事項について留意すること。

- 当該喀痰吸引等研修の経理が他と区分して整理されていること。
- 会計帳簿、決算書類等収支状況を明らかにする書類が整備されていること。
- 料金については適当な額とすること。
- 料金の収納方法についても受講者へ配慮した取扱いとするとともに、
- 不当な金額を徴収しないこと。

エ) 講師の氏名及び担当する科目を記載した書類を備えること

- ・ 講義及び演習において指導にあたる講師、実地研修において指導にあたる講師がわかるように整理しておくこと。

オ) 研修課程ごとに、修了者の氏名・生年月日・住所及び修了月日を記載した帳簿を作成し、喀痰吸引研修の業務を廃止するまで保存すること（基本研修のうち講義、演習の各段階における修了状況についても管理を行うこと。）

カ) 研修課程ごとの修了者の氏名、生年月日、住所及び修了年月日を記載した研修修了者一覧表を、定期的に（年1回以上）沖縄県知事に提出すること

(3) 研修課程について

- ・ 研修課程は、修得する医療的ケアに応じて、下表のとおり3つの類型に分けられています。
- ・ 研修課程の3類型について、全てを実施することも1類型のみを実施することもできます。

研修課程	医療的ケアの対象者	認定する特定行為 (実施できる行為)
第1号研修	不特定多数の者	痰の吸引：口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内 経管栄養：胃ろうまた腸ろう・経鼻経管栄養
第2号研修		以下のうち、実地研修を終了した1行為以上4行為以下のもの 喀痰吸引：口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部 経管栄養：胃ろう又は腸ろう・経鼻経管栄養
第3号研修	特定の者	以下のうち、特定の者に対して実地研修を終了したものの 喀痰吸引：口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部 経管栄養：胃ろう又は腸ろう・経鼻経管栄養

(4) 具体的な研修内容

第1・2号研修

研修課程	基本研修 (講義)	基本研修 (演習)	実地研修
第1号 研修	50 時間	○喀痰吸引 ・口腔内 5回以上 ・鼻腔内 5回以上 ・気管カニューレ内部 5回以上 ○経管栄養 ・胃ろう又は腸ろう 5回以上 ・経鼻経管栄養 5回以上 ○救急蘇生法 1回以上	○喀痰吸引 ・口腔内 10回以上 ・鼻腔内 20回以上 ・気管カニューレ内部 20回以上 ○経管栄養 ・胃ろう又は腸ろう 20回以上 ・経鼻経管栄養 20回以上
第2号 研修			上記の各行為のうち4行為以下 ○喀痰吸引 ・口腔内 10回以上 ・鼻腔内 20回以上 ・気管カニューレ内部 20回以上 ○経管栄養 ・胃ろう又は腸ろう 20回以上 ・経鼻経管栄養 20回以上

科目	第1号 研修	第2号 研修	時間数
人間と社会	○	○	1.5
保健医療 制度とチーム	○	○	2
安全な療養生活	○	○	4
清潔保持と感染予防	○	○	2.5
健康状態の把握	○	○	3
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論	○	○	11
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説	○	○	8
高齢者及び障害児・者の経管栄養概論	○	○	10
高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説	○	○	8
合計			50

第3号研修

研修課程	基本研修 (講義)	基本研修 (演習)	実地研修
第3号 研修	8 時間	<ul style="list-style-type: none"> ○シミュレーター研修 1時間 ○現場演習 各現場において一連の流れが問題なくできるようになるまで行う ➡評価 (1回きちんとできる) 	<p>下記の各行為のうち対象利用者の必要な行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ○喀痰吸引 <ul style="list-style-type: none"> ・口腔内 ・鼻腔内 ・気管カニューレ内部 ○経管栄養 <ul style="list-style-type: none"> ・胃ろう又は腸ろう ・経鼻経管栄養 <p>指導看護師等の評価により、受講者が知識及び技能を修得したと認められるまで実施 ➡評価 (おおむね2回連続出来る)</p>

科 目	中項目	時間数
重度障害児・者等の地域生活等に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法と関係法規 ・利用可能な制度 ・重度障害児・者等の地域生活 等 	2
喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸について ・呼吸異常時の症状、緊急時対応 ・人工呼吸器について ・人工呼吸器に係る緊急時対応 ・喀痰吸引概説 ・口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の吸引 ・喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応 ・喀痰吸引の手順、留意点 等 	3
緊急時の対応及び危険防止に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・健康状態の把握 ・食と排泄 (消化) について ・経管栄養概説 ・胃ろう (腸ろう) と経鼻経管栄養 ・経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応 ・経管栄養の手順、留意点 等 	3
喀痰吸引等に関する演習	<ul style="list-style-type: none"> ・喀痰吸引 (口腔内) ・喀痰吸引 (鼻腔内) ・喀痰吸引 (気管カニューレ内部) ・経管栄養 (胃ろう・腸ろう) ・経管栄養 (経鼻) 	1

- 上記のカリキュラムのうち、基本研修及び実地研修のそれぞれについて、適切な事業運営が確保できると認められる研修実施機関へ委託することは可能であること。
- ただし、基本研修及び実地研修の全てを委託することは認められないこと。
- また、研修の一部を委託する場合（特に実地研修）は、研修の具体的な実施方法を示し、委託先から実施機関としての承諾書を徴取すること。
- ※実地研修先を持たない事業所が、受講者の所属施設に実地研修の一部を登録研修機関の管理のもと実地研修を行う場合は、この限りではない。
- 上記2(2)のカリキュラムのうち、基本研修の講義については、集合的な研修で差し支えないが、演習については、少人数のグループを編成して実施すること。

3 研修実施基準について

登録研修機関は、公正に、かつ、登録要件及び以下の実施基準に適合する方法により喀痰吸引等研修を行わなければなりません。

- ① 研修の内容は、2(3)の研修内容の時間数や回数以上であること。
 - (1) 登録研修機関において、当該規定の内容以上の基準を設けて喀痰吸引等研修を行う場合には、「業務規程」に位置づけるとともに、受講者への周知等、適切な業務実施を行うこと。
 - (2) 演習及び実地研修において、**半固形経管栄養、人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引を行う場合**は、当該規定の内容以上の基準に該当するものとして、同表に定める科目とは別途に行うこと。

② 喀痰吸引等研修に係る講義、演習及び実地研修（以下「講義等」という。）において、受講者が修得すべき知識及び技能について、講義等ごとに適切にその修得の程度を審査すること。

なお、登録研修機関においては、当該研修の実施及び習得程度の審査を公正かつ適正に行うための体制として、複数の関係者により構成される「喀痰吸引等研修実施委員会」を整備すること。

- (1) 第1号・第2号研修については、基本研修の(ア)講義修了段階、(イ)演習修了段階、(ウ)実地研修の修了段階の三段階とし、講義については筆記試験の実施により知識の定着を確認し、演習及び実地研修については評価の実施により技能の修得の確認を行うこと。
- (2) 第3号研修については、(1)基本研修（講義及び演習）の修了段階、(2)実地研修の修了段階の二段階とし、講義については筆記試験の実施により知識の定着を確認し、演習及び実地研修については評価の実施により技能の修得の確認を行うこと。

※具体的な喀痰吸引等研修の実施方法、修得程度の審査方法等については、「喀痰吸引等研修実施要綱について」（平成24年3月30日社援発第0330第43号）に基づき実施すること。

③ 前号の審査により、講義等において修得すべき知識及び技能を修得したと認められる受講者に対して、喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類（「研修修了書」）を交付すること。

- 修了証明書には、修了証番号、氏名、生年月日、修了した研修課程、修了した研修段階、実地研修を修了した行為、発行年月日を記載し、登録研修機関番号、登録研修機関名を明記した上で、研修機関を設置している法人の代表者名（個人の場合はその氏名）により発行すること。

④ 研修の一部履修免除

当該喀痰吸引等研修以外の喀痰吸引等に関する研修等の受講履歴その他受講者の有する知識及び経験を勘案した結果、相当の水準に達していると認められる場合には、当該喀痰吸引等研修の一部を履修したのものとして取り扱うこととし、以下に定める者の場合には、以下の履修の範囲とすること。

※第1・2号研修

ア 介護福祉士の養成課程の中で、医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した者

⇒（履修の範囲）基本研修

イ 介護福祉士の養成課程の中で、医療的ケア（実地研修を含む）の科目を履修した者

⇒（履修の範囲）基本研修及び実地研修

ウ 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成22年4月1日医政発第0401第17号厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者

⇒（履修の範囲）基本研修の演習のうち「口腔内の喀痰吸引」実地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」

エ 平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」の研修（平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した者

⇒（履修の範囲）基本研修（講義）、基本研修（演習）
実地研修（上記研修において修了した行為に限る）

オ 「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について」（平成23年10月6日老発第1006号第1号厚生労働省老健局長通知）に基づく研修を修了した者

⇒（履修の範囲）基本研修（講義）（筆記試験に合格した者に限る）
基本研修（演習）
実地研修（上記研修において修了した行為に限る）

※第3号研修については、「研修の一部履修免除 第3号研修」（平成25年3月12日社援発第0312第25号）参照。

⑤ 実地研修の実施先

実地研修の実施先については、登録喀痰吸引等事業者となる事業所、施設等で行うことが望ましく、医療機関等において実地研修を実施する場合でも、対象者の状態が比較的安定している介護療養病床や特別養護老人ホーム等において研修を行うことが適当であること。

実地研修指導講師は、医師及び看護職員（保健師・助産師・看護師）とし、「3登録研修機関としての登録基準」(2)の指導者講習等を修了した者であること。

実地研修を実施する際には、登録研修機関が自ら実施する場合、又は委託する場合、いずれの場合においても、喀痰吸引等研修実施委員会で事務規程等の取り決めを策定すること。

委託先の選定に当たっては、以下の選定基準を参考とし、適切に行うこと。

ア) 実地研修指導講師である医師及び看護職員との連携並びに役割分担による的確な医学管理及び安全管理体制が確保できること。

イ) 上記アの管理体制の下、以下の内容に関する規程の整備がされているなど、実地研修を実施する上で必要となる条件が担保されること。

- 実地研修における書面による医師の指示
- 実地研修協力者である利用者、又は利用者本人からの同意を得るのが困難な場合にはその家族等（以下、「実地研修協力者」という。）の書面による同意承認（同意を得るのに必要な事項について説明等の適切な手続きの確保を含む。）
- 事故発生時の対応（関係者への報告、実地研修協力者家族への連絡など適切かつ必要な緊急措置、事故状況等について記録及び保存等を含む。）
- 実地研修協力者の秘密の保持（関係者への周知徹底を含む。）

ウ) 出席状況等、研修受講者に関する状況を確実に把握し保存できること。

4 研修実施にあたっての留意点

- ① 具体的な喀痰吸引等研修の実施方法、修得程度の審査方法等については、「喀痰吸引等研修実施要綱について」（平成24年3月30日社援発第0330第43号）に基づき行うこと。基づき実施すること。
- ② 登録研修機関における喀痰吸引等研修の実施においては、当該研修機関を有する事業者が自社職員のみに対する研修とならないよう、公正中立な立場で研修を実施すること。

【登録適合書類】

添付する書類（参考）

適合要件		添付する書類
研修内容	喀痰吸引等に関する法律制度及び実務に関する科目について講習を行うこと	カリキュラム表
講師の要件	喀痰吸引等に関する実務に関する科目の講師は、医師、看護師、保健師、助産師の資格を保有していること	講師履歴書・免許・指導者講習等の修了証明書の写し
研修の実施内容	①受講者の数を勘案した十分な数の講師が確保されていること	講師一覧表
	②研修に必要な機械器具、図書	備品及び図書目録一覧表
	③研修業務を適正に実施するために必要な経理的基礎を有すること	予算書類、財務計画等
	④講師の氏名及び担当する科目を記載した書類を備えること	講師履歴書及び講師一覧
	⑤研修修了者名簿を作成し、業務廃止まで保管すること	研修修了者管理簿
	⑥課程ごとの研修修了者一覧表を定期的に都道府県に提出すること	実施結果報告書

【喀痰吸引等研修実施委員会の設置及び規定について】

「喀痰吸引等研修実施要綱について」（平成24年3月30日社援発第0330第43号）参照し作成する

	記載内容
①喀痰吸引等研修実施委員会の設置規定	医師及び看護職員の有資格者がについて、それぞれ各1名以上を構成員とするメンバー表を含む
②研修実施計画	研修実施日程・期間・場所・委託の有無・定員・講師数・教材調達方法・資金運用・習得審査程度方法
③喀痰吸引等研修指示書	様式
④喀痰吸引等計画書	様式
⑤喀痰吸引等研修「同意書」	様式
⑥筆記試験事務規定	
⑦実地研修機関選定基準	
⑧損害賠償保険に関する資料	見積書、パンフレット等加入する保険の内容がわかるもの

6 その他の手続き

- ① 登録研修機関として登録申請した内容に変更が生じた場合
次の事項を変更しようとするときは、予め、登録研修機関変更登録届出書（様式第14号様式2）を提出してください。
 - ・ 氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）
 - ・ 住所（法人の場合は、法人の所在地）
 - ・ 事業所の名称・事業所の所在地・研修業務開始予定年月日・喀痰吸引等研修課程
- ② 業務規程の内容を変更する場合
業務規程の内容を変更しようとするときは、予め、登録研修機関業務規程変更届出書（様式第15号様式）を提出してください。
- ③ 登録研修機関を休止又は廃止をしたい場合
登録研修機関を休止又は廃止をしたいときは、業務を休止又は廃止する日の1月前までに、登録研修機関休廃止届出書（様式第16号）を提出してください。
- ④ 登録の更新
登録を受けてから5年毎に、登録研修機関登録更新申請書（様式第14号様式）を提出してください。更新を受けなかった場合は、5年間の経過により効力を失います。

7 その他の留意点

- ① 登録研修機関は、登録を受ける前に受講生の募集をすることはできません。また、募集にあたっては、誇大広告等により受講者に不当な期待及び不利益を与えぬよう、正確な広告表示を行ってください。
- ② 登録研修機関は、事業実施により知りえた受講者に係る個人情報について、正当な理由なく漏らしてはなりません。
- ③ 登録研修機関は、受講者が実地研修等において知り得た個人情報について、漏らさぬよう、受講者を指導してください。
- ④ 実地研修を行う施設等は、すべて登録研修機関の責任で確保し、受講者の実地研修の受入れが円滑に行われるよう十分な調整を行って下さい。
- ⑤ 登録研修機関は、研修事業の実施に先駆けて、損害賠償保険制度（実地研修を保険対象に含むもの）に加入しておくなど、実地研修の実施における安全確保措置をとること。

8 その他

- ① 研修機関の登録情報については、沖縄県福祉政策課のHPに掲載します。
- ② 研修修了者への案内
 喀痰吸引等研修を修了した介護職員等がたんの吸引等を実施するためには、「認定特定行為業務従事者」としての認定を受けるとともに、事業所等は「登録特定行為事業者」として登録をする必要がありますので、受講生に制度についてご案内いただき、認定及び登録を促していただきますようお願いいたします。
- ③ 様式等は、沖縄県福祉政策課のHPに掲載します。
 沖縄県HP> 健康・医療・福祉 > 福祉 > 施設案内・組織案内 > 福祉支援班（地域福祉グループ）の所掌事務 > 介護職員等によるたん吸引等の制度について高齢者 > 介護保険 > 喀痰吸引等（たんの吸引等）の制度について
<http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/fukushi/shien/tanquintop.html>
- ④ 登録の手数料はかかりません。
- ⑤ 登録の申請等に係る諸費用（郵送費・登記事項証明書等の取得費等）は各自でご負担ください。

お問い合わせ事項		所管課	連絡先
1. 認定特定行為業務従事者認定証		福祉政策課	098-866-2177
2. 登録特定行為事業者登録			
(1)	介護保険法・老人福祉法上の事業所	高齢者福祉介護課	098-866-2214
(2)	障害者総合支援法の事業所 及び 介護保険法・障害者総合支援法の両方にまたがる事業所	障害福祉課	098-866-2190
(3)	上記以外の事業所	福祉政策課	098-866-2177
3. 登録研修機関		福祉政策課	098-866-2177

(参考資料) これまでの経緯と社会福祉士及び介護福祉士法の改正

喀痰吸引及び経管栄養（以下「医療的ケア」という。）については、当面やむを得ず必要な措置（実質的違法性阻却）として、一定の条件の下、介護職員等による実施を運用（厚生労働省医政局長通知）により認められてきました。

- ① ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について（平成15年7月17日医政発0717001号）
- ② 盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて（平成16年10月20日医政発第1020008号）
- ③ 在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて（平成17年3月24日医政発第0324006号）
- ④ 特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて（平成22年4月1日医政発0401第17号）

「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）の一部改正により、平成24年4月1日（法施行日）以降は、

- 登録を受けた喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）において、
- 認定を受けた認定特定行為業務従事者が、
- 認定の際に認められた範囲内の喀痰吸引等を、
- 安全体制が整っている等、一定の条件の下でのみ実施することができることとなります。

また、

○喀痰吸引等の特定行為を行うことのできる介護職員等を養成する研修は、沖縄県の登録を受けた登録研修機関のみが実施することができます。

《これまでの実質的違法性阻却に基づく喀痰吸引等の取扱いについて》

- ◆厚生労働省では、上記①～④の医政局長通知は、「新制度施行後に、その普及・定着の状況を勘案し、特段の事情がある場合を除いて原則として廃止する予定」としてしています。（廃止時期は未定）
- ◆医政局長通知に基づく研修（特別養護老人ホームにおける14時間の施設内研修や在宅における家族や看護師による研修など）については、平成24年4月以降に開始した研修は有効とならず、経過措置の対象となりません。

※平成24年3月31日までに修了した研修のみ有効となります。

**沖縄県喀痰吸引等研修
登録研修機関参入促進事業
受託者：一般社団法人K u k u r u**